

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止対策等に関する主な論点

1. パワーハラスメント防止対策について

(1) 職場のパワーハラスメントの実態について

(2) 職場のパワーハラスメント防止対策について

① 職場のパワーハラスメントの範囲・定義

- ・ 現場の労使が対応すべき職場のパワーハラスメントの対象をどのように考えるか。

② 職場のパワーハラスメント防止に向けた対応

- ・ 平成 30 年 3 月にとりまとめられた「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書で示された対応案についてどのように考えるか。
- ・ 同報告書で提示された「現場の労使が取り組むべき職場のパワーハラスメントの内容や取り組む事項を明確化するためのもの」の具体的な内容についてどのように考えるか。

2. セクシュアルハラスメント防止対策の実効性の向上について

(1) セクシュアルハラスメントの実態について

(2) セクシュアルハラスメント防止対策の実効性の向上について

- ・ 平成 30 年 6 月にすべての女性が輝く社会づくり本部が決定した「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」で示された民間事業主の義務履行の実効性確保の方策について、どのように考えるか（例えば、社外の労働者からセクシュアルハラスメントを受ける場合の対応や、社外の労働者に対してセクシュアルハラスメントを行うことの防止について、どのように考えるか。）。
- ・ このほか、防止対策の実効性のさらなる向上について、どのように考えるか（例えば、セクシュアルハラスメント行為を禁止することなどについて、どのように考えるか。）。